

新	旧	備考
<p>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略) <u>令和元年9月9日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、別表1に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源又は鉱物資源（以下「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロウ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。<u>なお、日本貿易保険が特に認めた場合は、エスクロウ口座の開設は不要とする。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>記</p>	<p>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、別表1に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源又は鉱物資源（以下「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の<u>一流</u>銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロウ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>記</p>	
<p>第1条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和元年10月1日から実施する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(別添) (略)</p>	<p>(別添) (略)</p>	
<p>別表1 (略)</p>	<p>別表1 (略)</p>	